

議 案 名	富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、同基準の規定を引用している富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。</p>
制 定 内 容	<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、次の該当条項を改正するものです。</p> <p>(1) 条例第23条に規定する施設の重要事項の書面掲示について、併せてインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととなったため、改正するもの。</p> <p>(2) 条例第53条第2項第2号に規定する「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」について、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改正をするもの。</p>
施 行 日	令和6年4月1日

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）新旧対照表

新	旧
<p>(<u>揭示等</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>(<u>電磁的記録等</u>)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出に当たり、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</p>	<p>(<u>揭示</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>揭示しなければならない</u></p> <p>(<u>電磁的記録等</u>)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出に当たり、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</p>

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）
をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する
方法

3～6 (略)

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ず
る方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物
をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付す
る方法

3～6 (略)